

公益財団法人木下記念事業団
寮生推薦要領

- 1 申請資格
 - ・弊事業団 HP 学生寮設置運営規程（以下「規程」）参照
 - ・昼間部以外の学生、国費留学生、専門職大学院生は応募できません。
 - ・保護者の保有する資産額の合計が 2,000 万円未満であること。
※ 保護者とは、父母又はそれに代わる扶養者を指します。
 - ・未婚者。但し留学生の場合は「8 留意事項等（7）」参照
 - ・来年 4 月 1 日時点の年齢が、学部生は 25 歳未満、院生は 30 歳未満
兵役を終えた留学生の場合は、学部生は 27 歳未満、院生は 32 歳未満
 - ・留学生は、日本語で日常会話ができる者
 - ・本紙の申請資格 及び 学生寮設置運営規程及び内規に記載している申請資格
とは、申請時に限らず、採用後の寮生採用期間中も含めた在寮資格となります。
- 2 提出書類
 - (1) 寮生申請書
 - (2) 寮生推薦書
 - (3) 寮生調書
 - (4) 個人情報の取扱いに関する承諾書
 - (5) 貴学の成績証明書
博士後期課程在籍の方は不要です。
 - (6) 健康診断書（令和 7 年 4 月以降に受診のもの）
学内健診のもので結構です。
学内で受診していない人は、自身で受診し学内で行う健診に準ずる項目内容の
「健康診断書」を提出してください。また、慢性疾患・持病・治療中のものがある場合は、
必ず「自己申告書」を提出してください。
 - (7) 所得を証明する書類
 - 兄弟姉妹、祖父母は不要※ 保護者の代わりとなる場合は要)
 - 日本人は、原則以下の書類が必要です。
 - ①全ての保護者の所得証明書（所得・課税）の本紙
（内容は令和 6 年分「令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日」の状況）
※ 無収入でも必要です。住民税（市町村民税）決定通知書は不可。
 - ②令和 6 年源泉徴収票コピー（給与収入の有る方は必ず）
 - ③令和 6 年確定申告書全頁のコピー（確定申告をした方は必ず）
※ 該当の書類を保護者である父母共に提出してください。
↳ ひとり親世帯や、父母以外の場合は扶養者の方等
 - ※ 収入が有り確定申告をされた場合は①②③全てが必要です。
 - 申請時点で、大学院博士前期課程 1 年、学部生は保護者の書類を提出してください。
 - 申請時点で、大学院博士後期課程または博士前期課程 2 年で博士後期課程へ進学予定の人は、保護者の書類①②③は不要ですが、本人の書類①②③を提出してください。

○留学生は、母国の所得を証明する書類等と日本語に訳し通貨を日本円に換算したものを提出してください。

※ 留学生で既婚者（博士後期課程在籍も含む）は、配偶者の所得を証明する書類を同様に提出してください。

(8) 住民票

○日本人

学生本人及び同一世帯の家族が記載されているもの。

続柄及び本籍地が記載されているもの。記載省略不可。

※ 家族の下を離れ住民票を移動している学生は、家族が記載されている住民票の除票を提出してください。

○留学生

国籍・在留期間・期間満了日・在留資格が記載されているものを提出してください。

(9) 面接日希望申請書

(10) 感想文

事業団 HP の「トップページ」「理事長挨拶」及び「設立の趣意」を読んだ感想文（1000 字程度、A4 縦向き・横書き、大学名、氏名、手書き可）を提出してください。

(11) 提出書類を確認後、追加の資料を求める場合がありますのでご了承ください。

3 出願締切日 令和 7 年 11 月 30 日（日）必着

全ての書類を揃えてのご送付に協力をお願いいたします。

留学生で国際郵便等の事情で申請書類が締め切りまでに間に合わない場合は必ず事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

4 面接実施日 令和 8 年 1 月 14 日（水）、15 日（木）、16 日（金）、17 日（土）

「面接日希望申請書」に第 2 希望日までを記入の上、応募書類と一緒に返送してください。日程が決まりましたら、ご担当者へ連絡をいたします。

学生にはご担当者から通知をお願いいたします。

面接は対面（神戸学生会館）で行います。

5 採用内定通知 令和 8 年 1 月下旬頃、貴学に通知予定

6 入寮説明会 3 月前半～中頃に実施予定

採用内定時に、実施日を案内しますので今から予定をしておいてください。

7 正式採用通知 令和 8 年 3 月上旬頃、貴学に通知予定

誓約書等の提出と入寮説明会の受講が必要です。

大学院進学予定者の入寮には、大学院合格通知書（コピー）の提出が必要です。

8 留意事項等

(1) ご推薦いただく学生は、学業成績が優秀かつ真に生活に困窮している学生に限ってください。併せて寮規則を遵守し、心身ともに健康で集団生活が可能である学生をご推薦ください。

(2) 規程第 4 条第 1 項に「申請資格」を規定していますが、第 2 号の「自宅からの通学が著しい困難を伴う」の目安として概ね 90 分とします。

第 5 号の「経済的理由」の目安とする「主たる生計維持者の年収」は概ね次の通りです。

給与収入	10,000,000 円
事業所得	7,000,000 円

(例) 主 1000 万 + 従 300 万 世帯年収 1300 万・・・推薦可

基準は超えるが、扶養家族が多い等「特段の理由」がある場合は、事務局までお問い合わせください。

- (3) 木下記念事業団の現役・OB 奨学生及び寮生 OB の申請も可能です。
 - ・OB は、正規の履修課程で修了（休学期間がある場合はそれも含む）した者に限ります。
 - ・現役奨学生が申請をする場合の主たる生計維持者の年収は概ね 500 万円以下です。
- (4) 申請資格にある資産とは、現金やこれに準ずるもの（金・銀等、預貯金、有価証券）及び投資用資産として保有する土地等の不動産を指します。但し、自宅として保有する不動産は含みません。株は資産に該当しますので保有している場合は、別紙に銘柄、コード、保有数、時価で計算をした日付と金額を明記して提出をしてください。
- (5) 来年 4 月、博士後期課程に在学予定（申請時、現在博士後期課程 1 年、2 年、博士前期課程 2 年）の人は、博士後期課程仕様の申請書・調書で申請をしてください。
- (6) 入寮後は、事業団主催の公式行事へ積極的に参加をするようにお願いします。
- (7) 入寮後半年以内に留学又は休学等を予定している学生は、これらを終えた後に申請してください。休学及び半年を超える留学の場合は、寮室を一時退去していただきます。
- (8) 申請は、非喫煙者に限ります。
- (9) 日本国籍を有しない学生は、留学生とみなします。

在日外国人の学生は、留学生として扱いますので留学生枠で応募してください。
- (10) 留学生は既婚者であっても、本邦において単身生活である者は入寮を認める場合があります。
- (11) 寮生採用後、居室に関わる損害賠償保険、また自転車に乗る人は、自転車保険への加入が必要です。
- (12) 原動機付自転車（50CC まで）を使用する人は、任意保険への加入が必要です。

神戸学生会館には原付の駐輪場がありませんので、車両（原付）の使用を希望する学生は神戸学生会館以外の寮を申請してください。
- (13) 学生寮の見学を希望する場合は、事前に大学より事務局に連絡をお願いします。

※ 神戸学生会館は、令和 7 年 10 月 25 日（土）、26 日（日）に見学会を実施しますので、見学を希望する学生は両日の中で調整をするようお願いいたします。

見学希望者は、開催 2 日前までに大学を通じて申し込みをお願いします。
- (14) 各寮の施設につきましては HP をご参照ください。
- (15) 神戸学生会館の窓は事故防止の為、約 10 cm しか開けることができません。

息苦しく感じられる学生は神戸学生会館以外の寮を申請してください。
- (16) 入寮を希望する寮について、第 1 希望と第 2 希望を出していただきますが、空室状況等により必ずしも第 1 希望に決まるとは限らないことをご了承ください。
- (17) 募集人員を超えて応募者がある場合、主たる生計維持者の年収の目安を超える学生を推薦いただく場合等また、ご推薦いただく学生がいない場合は、その旨をメールでお知らせください。

【公益財団法人木下記念事業団】
 TEL078-351-1010 FAX078-351-1017
 E-mail:kinosita@k-zaidan.or.jp
 寮生担当：兼崎淳子